

【 第1回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成21年11月27日（金）19：00～20：45

場所：中標津町役場 3階 301号会議室

出席者：28名（中標津まちづくり町民会議委員18名、ファシリテーター1名（東田）、
コンサルタント1名（榑ぎょうせい）、小林町長、事務局7名）

<会議次第>

- 委嘱状交付
- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 参加者自己紹介
- 4 議題（進行：東田ファシリテーター）
 - （1）会議のルール提案について
 - （2）第6期中標津町総合発展計画策定の概略について
 - （3）中標津町自治基本条例（仮称）策定の概略について
 - （4）中標津町まちづくり町民会議の役割について
 - （5）役員選出
 - （6）その他
- 5 閉会



[第1回会議風景]

<配布資料>

- ・ 資料1～資料5（P.5～P.10に掲載）
- ・ 第5期中標津町総合発展計画
- ・ 第5期中標津町総合発展計画<ダイジェスト版>

<会議結果報告>

- 委嘱状交付
小林町長から委嘱状を中標津町まちづくり町民会議委員の皆様一人ひとりへ交付を行ないました。
- 1 開会
- 2 町長挨拶 ⇒ [挨拶詳細 \(P.4\)](#)
- 3 参加者自己紹介
委員の皆様にご自己紹介をいただきました。



[委嘱状交付風景]



[町長挨拶風景]



[自己紹介風景]

4 議題（進行：東田ファシリテーター）

- (1) 会議のルール提案について ⇒ [資料1 \(P.5~6\)](#)

ファシリテーターの東田氏より会議ルール（案）の提案を受け、次回の会議でルールの内容を決定することとなりました。

- (2) 第6期中標津町総合発展計画策定の概略について（事務局より説明）

⇒ [資料2 \(P.7\)](#)・[資料3 \(P.8\)](#)

- (3) 中標津町自治基本条例（仮称）策定の概略について（事務局より説明） ⇒ 資料2

- (4) 中標津町まちづくり町民会議の役割について（事務局より説明）

⇒ [資料4 \(P.9\)](#)・[資料5 \(P.10\)](#)

<質疑応答>

Q1. これまでの計画に対して検証・反省・達成度などは行なっているのか？

A1. 平成21年9月ごろに各現課から、現計画である第5期中標津町総合発展計画の達成状況等について、ヒアリングを行なっており、今後まとまったものを平成22年2月または3月の会議で報告する予定となっております。

Q2. 先ほどの意見は今の計画の達成状況等だけでなく、第1期の計画まで遡ったものとしての、振り返りを意味しており、これまでの長年に渡る総括としての達成度がどう整理されているか知りたいということでは？過去なくして、将来は語れない。

A2. これまでの第1期から第5期となると即答は出来ないが、まず資料を探してみます。おそらく単年度ごとには、検証や達成状況などの分析はしているが、総括的な部分としては、行なっていないかも知れない。

Q3. 職員の見た目でもいいので、達成度などの状況について報告頂きたい。

A3. 過去の書類を探してみるが、あまり期待しないで欲しい。

(5) 役員選出

立候補・推薦がなかったため、事務局より提案を行い下記の委員に決定しました。

会長 杉本委員（中標津町消費者協会推薦枠）

副会長 飯島委員（伝成館まちづくり協議会推薦枠）



[会長就任挨拶風景]



[副会長就任挨拶風景]

(6) その他

今後の年度内（平成22年3月まで）における会議の開催日程（案）について、提案を行い、原案のとおり承認されました。なお、開催時間については、状況を踏まえて午後6時30分または午後7時からとし、別途開催案内でお知らせ致します。場所については、第2回目以降、総合文化会館（しるべつと）とします。

- 第2回 平成21年12月18日（金）
- 第3回 平成22年 1月27日（水）
- 第4回 平成22年 2月24日（水）
- 第5回 平成22年 3月18日（木）

5 閉会

『第1回まちづくり町民会議』開催にあたって ~ 小林町長挨拶 ~

本日は、お忙しい中、第1回目のまちづくり町民会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

只今、委嘱状を交付しました町内の主要団体から選出された15名の推薦委員の皆様と、当会議に参加応募頂いた7名の公募委員の皆様に、まちづくりに最も重要となる自治基本条例及び総合発展計画に対しての御理解と御協力に、改めてお礼申し上げます。

会議のスケジュールでは、先に総合発展計画策定から進める事になっております。総合発展計画は、町の計画の中でも最上位となる計画であり、まちづくりの基本指針です。現在進めている第5期総合発展計画は、平成13年に『活力みなぎる緑の郷土なかしべつ』をテーマに策定し、町政はこの計画に基づいて推進しています。

計画策定以後約8年間で、中標津町は基幹産業である農業を中心に、幹線道路など交通拠点としての流通都市基盤が整備されました。また、道州制導入の検討など、地方分権は今後も進展することが明らかであり、根室管内の医療・産業・経済・文化の中心都市としての役割はますます重要になってきます。

環境問題や安心・安全への取り組み、日本最東端の中標津空港の活性化と交流人口の更なる増加など、本町へのニーズは高度化・多様化しており、様々な新たな課題を10箇年計画である第6期総合発展計画に盛り込む必要があります。

委員の皆様にはあらかじめお詫び申し上げますが、大変な御苦勞をおかけする事になります。

地域のリーダーでもあり、経験豊かな22名のまちづくり町民会議委員皆様の御知恵と忌憚のないご意見をいただき、新たな総合発展計画が行政だけの計画ではなく、町民の皆様と共有できる羅針盤にしたいと思います。

この総合発展計画に加え自治基本条例の策定まで、約1年半の長期間でハードなスケジュールになりますが、活発な意見交換をお願い申し上げまして、お願いとお礼の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い致します。

「まちづくり町民会議のルール」(案)

前文

まちづくりの基本的ルールを定める中標津町自治基本条例(仮称)(以下「基本条例」という。)及び第6期中標津町総合発展計画(以下「総合発展計画」という。)の策定にあたり、幅広く町民の意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本条例及び総合発展計画に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町まちづくり町民会議(以下「会議」という。)を設置します。

会議においては、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、次のとおり「まちづくり町民会議のルール」を定めます。

1. 活動のルール

- (1-1) 会議は、委員の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- (1-2) 会議においては、お互いの職務・肩書きなどを離れて、自由な活動と発言を行なう。
- (1-3) 会議では、基本条例及び総合計画について学び、委員それぞれが立場を越えて「中標津のまちづくり」について考え、議論する場とし、その結果を町長に提言する。
- (1-4) 会議においては、政治・宗教・営利活動等を一切行わない。
- (1-5) 会議は、概ね月に1回開催することとし、必要に応じて会議回数を増やすことができる。又、いくつかのグループに分かれて討議を行なうことができる。
- (1-6) 会議に欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局へ連絡する。

2. 発言のルール

- (2-1) 会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- (2-2) 発言は、手短に、わかりやすく発言し、他の発言者の話しを遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努める。
- (2-3) 発言は、属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにする。
- (2-4) 発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- (2-5) 発言において、属する団体や組織としての責任を負うことはない。
- (2-6) 欠席者は、文書で発言することができる(事務局へ提出)。

3. 意見集約のルール

- (3-1) 会議での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- (3-2) 意見を集約するだけでなく、結論に至る経緯や過程を重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

4．会議公開のルール

- (4 - 1) 会議は公開を原則とする。
- (4 - 2) 会議の日程は、決まり次第、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所で公表する。
- (4 - 3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行う。
- (4 - 4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4 - 5) 傍聴人は、会議において発言することができない。
- (4 - 6) 会議の写真及びビデオ撮影、録音については事務局の許可を必要とする。
- (4 - 7) 会議概要の閲覧は、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で行うことができる。

5．行政・関連機関との調整のルール

- (5 - 1) 会議の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

6．個人情報の保護のルール

- (6 - 1) 会議の参加者（委員、中標津町総合発展計画審議委員、傍聴人、ファシリテーター、中標津町の職員、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

7．ファシリテーター、座長の設置

- (7 - 1) ファシリテーターは、会議の場では公平な立場に立ち、発言の促進や話の流れの整理を行なうなど、会議の合意形成や相互理解を支援する。
- (7 - 2) 座長は、グループに分かれて行なう会議の運営を、円滑に進めるよう努める。

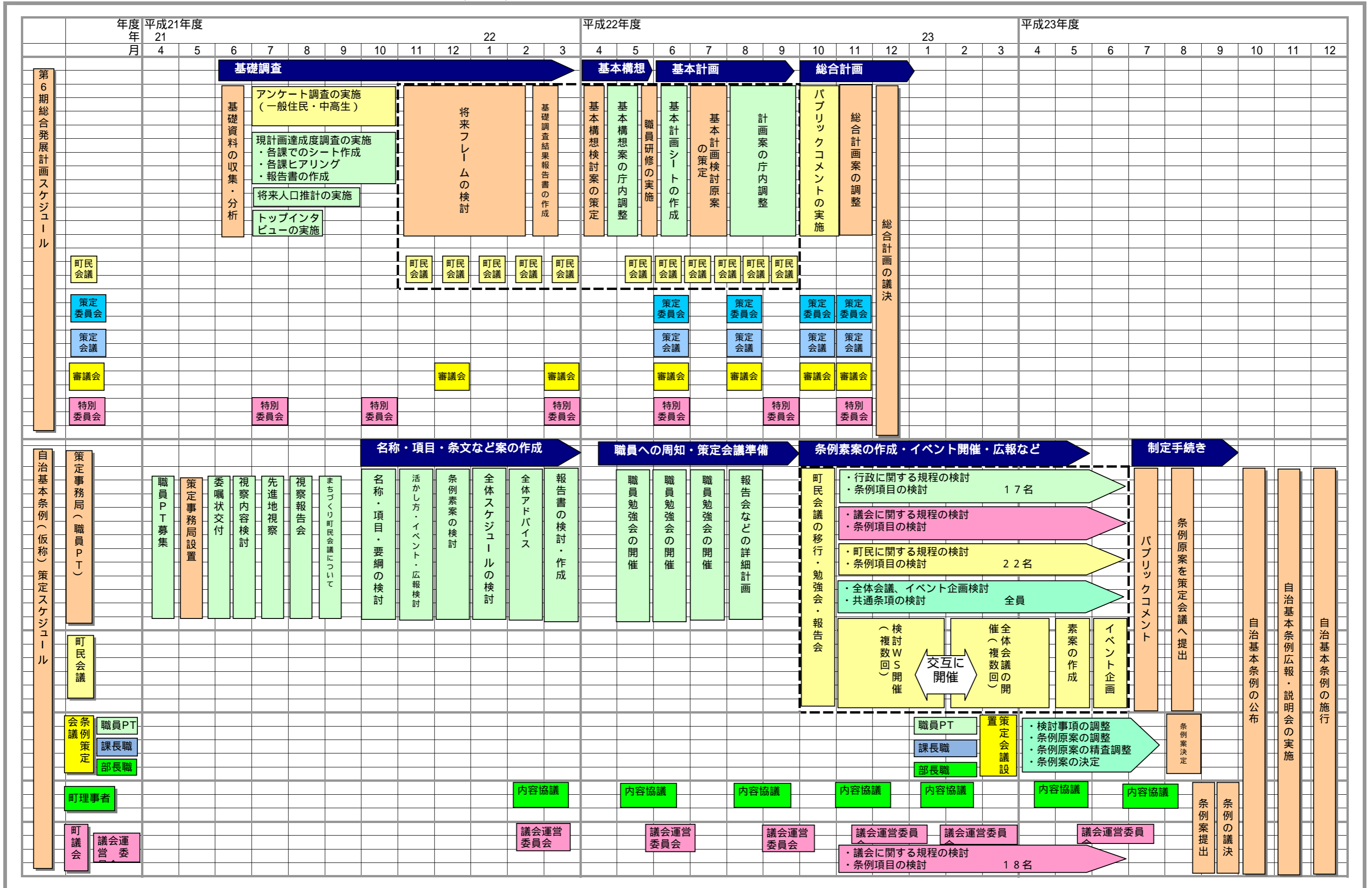
8．その他

- (8 - 1) 「まちづくり町民会議のルール」は、委員総員の 2 / 3 以上の賛成をもって改正することができる。
- (8 - 2) 「まちづくり町民会議のルール」に定めのない事項は、会議において協議して定めるものとする。

会議を傍聴される方へ

会議を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

第6期中標津町総合発展計画 及び 自治基本条例(仮称)策定スケジュール



第6期総合発展計画策定に係るまちづくり町民会議スケジュール

平成21年11月27日現在

開催日	町民会議
平成21年 11月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の発布・町長挨拶・参加者自己紹介 ・会議のルール提案、計画策定の概略説明、町民会議の役割について説明
12月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議ルール確認 ・第6期総合発展計画基礎調査の一部(アンケート、人口考察等)報告 (中標津町総合発展計画策定審議会委員と合同) ・グループワーク「理想の町は」
平成22年 1月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク「まちの目指す姿(キャッチコピー)」
2月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちの目指す姿(キャッチコピー)」の発表会
3月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取りまとめ
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画(基本構想)案説明 ・グループワーク「基本構想」
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画(基本構想)案に係るグループでの意見を発表、最終チェック
6月	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画(基本計画)案説明、質疑応答 ・グループワーク 第6期総合発展計画(基本計画)案
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画(基本計画)案に係るグループでの意見を発表、最終チェック<その1>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画(基本計画)案に係るグループでの意見を発表、最終チェック<その2>
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・町長への最終報告会

中標津町まちづくり町民会議設置要綱

(設置)

第1条 まちづくりの基本的ルールを定める中標津町自治基本条例(仮称)(以下「基本条例」という。)及び第6期中標津町総合発展計画(以下「総合発展計画」という。)の策定にあたり、幅広く町民意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本条例及び総合発展計画に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町まちづくり町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 町民会議は、次の各号に掲げる事項を調査、検討するほか、町が作成する素案に対して、必要に応じ意見を述べることができる。

- (1) 基本条例策定に係る資料・情報等の収集
- (2) 基本条例策定に係る意見・提言
- (3) 総合発展計画策定に係る資料・情報等の収集
- (4) 総合発展計画策定に係る意見、提言

(組織)

第3条 町民会議の委員は、公募による者10名、各種団体の推薦等による者15名の合計25名以内をもって組織する。

- 2 公募による者が定員を超過した場合は事務局が抽選により決定する。
- 3 町民会議の委員は町長が委嘱する。

(会長、副会長)

第4条 町民会議に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、町民会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該職務の終了したときまでの期間とする。

(招集)

第6条 町民会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 町民会議は、必要に応じ会長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。
- 3 町民会議は、総合発展計画策定に係る提言の取りまとめ終了までの期間、中標津町総合発展計画審議会委員に助言を求めることができる。

(事務局)

第7条 町民会議の事務局は、総務部企画課に設置する。

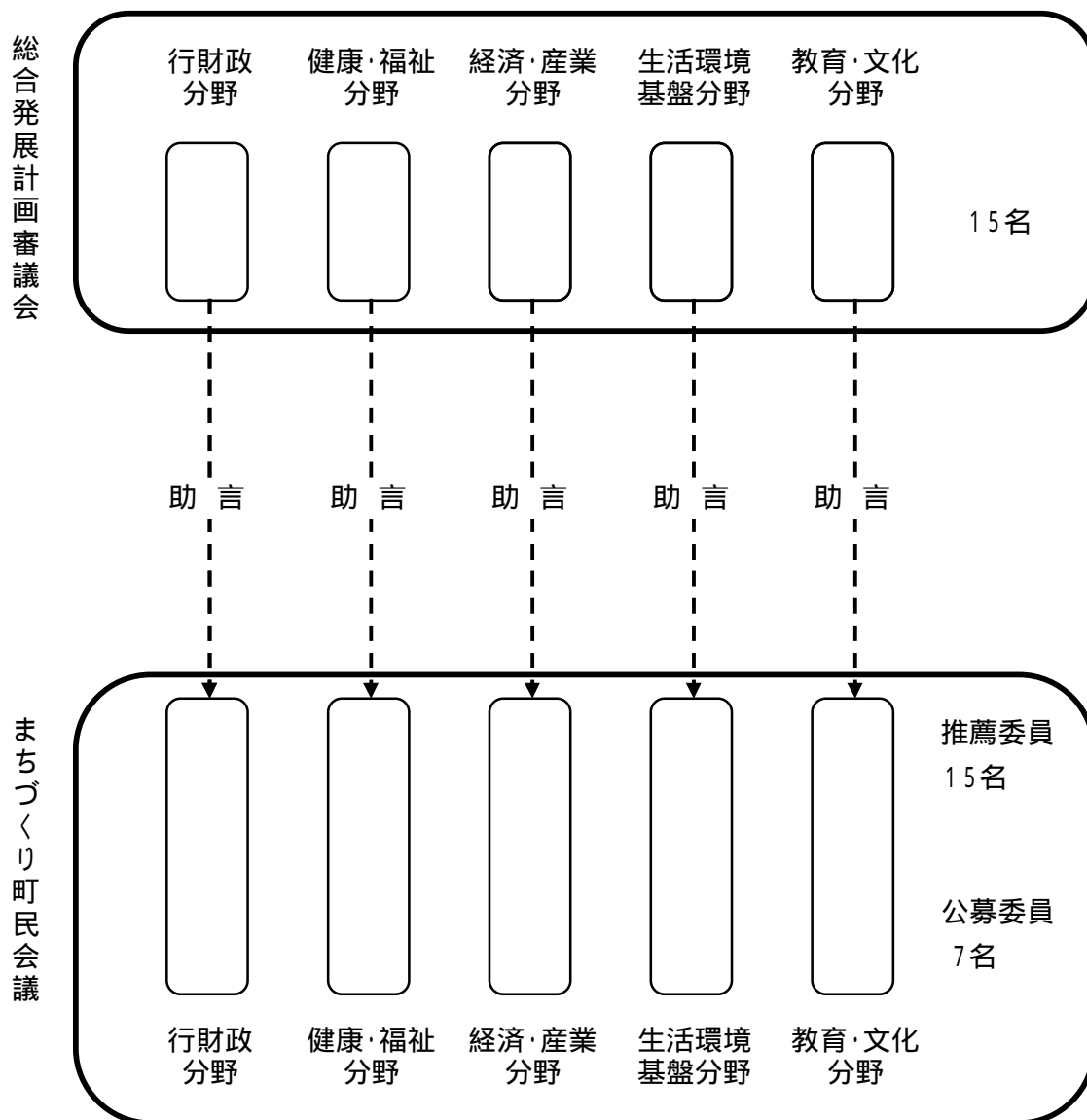
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は会長が町民会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

総合発展計画審議会とまちづくり町民会議との関係
(基本計画案の検討をする際のイメージ図)



【凡 例】

- …関係行政機関及び各種団体の代表者
- …各種団体からの推薦委員
- …公募委員